平成２４年（フ）第１３２号
茨城県日立市南高野町２丁目19番14―108号
債務者　野澤　弘行（旧姓安）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１３３号
茨城県日立市南高野町２丁目19番14―108号
債務者　野澤　道子（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１３８号
茨城県日立市小木津町578番地１
債務者　鈴木　宏和
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１７７号
群馬県太田市東矢島町1375番地８
債務者　山口久仁子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１４２１号
埼玉県川口市前川３丁目11番16号　サンハイツタカヒロ202号
債務者　及川カツ子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８７号
さいたま市見沼区春岡３丁目28番地11　カーサ大久保２番館102、旧住所さいたま市見沼区春野１丁目４番８―505号
債務者　澤田　直香（旧姓勝呂）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２０号
埼玉県上尾市大字原市1786番地12
債務者　田中　智恵
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２１号
さいたま市見沼区大字南中野780番地24
債務者　茂木　美帆（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５１３号
埼玉県草加市北谷１丁目18番27号　若葉荘201号
債務者　石川　陽一
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６８１号
埼玉県川越市富士見町31番地38　ＷＩＮＢＥＬＬＳＯＬＯ川越第６―415号室、前住所埼玉県川越市大字菅間740番地１
債務者　浮田寿々江（旧姓折田）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６９７号
埼玉県川越市新宿町６丁目33番地５
債務者　一杉　欣佑
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３８０号
埼玉県比企郡小川町大字小川516番地１　ダイアパレス小川1510号
債務者　矢作　善彦
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３９２号
埼玉県熊谷市柿沼780番地41　大幡団地８―304
債務者　荒木久美子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６７０号
千葉県柏市逆井３丁目２番５号
債務者　中村　好子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９３号
千葉県松戸市松戸新田575番地の20　スドウビル305号
債務者　水落　　功
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９７号
千葉県野田市堤台187番地
債務者　臼井由美子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１３６号
千葉県山武市成東644番地２レオパレスネクストルリヤン102
債務者　江波戸　修
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係